

令和6年度第3回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日 時：令和7年1月27日（金）午後4時～5時
- 2 場 所：門真中町ビル2階 会議室（E）
- 3 出席者：合田委員長、須河内副委員長、東野委員、西堤委員、遠山委員、大西委員、足立委員、
安井委員、緒賀委員、清水委員
- 4 事務局：こども部 寺西部長、中野次長
こども政策課 美馬課長、藤井課長補佐、浅尾主任、緒方主査
子育て支援課 漕江課長、永原参事、馬屋原課長補佐、池田課長補佐
保育幼稚園課 竹田課長、中永課長補佐
- 5 傍聴者：0名
- 6 次 第：(1) 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
(2) その他

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。予めご了承くださいますようお願いいたします。

本日は、15名中10名の委員にご出席いただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

「資料1 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）」、「資料2 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策の修正について」、「資料3 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（案）にかかるパブリックコメント手続きについて」、以上でございます。

資料に不足等ございましたらお声かけください。

それでは、これ以降の進行につきましては、委員長に一任したいと思います。

よろしくお願いいたします。

（合田委員長）

改めまして、皆さんこんにちは。

新しい年が明けて約1カ月が経ちますけれども、本当にお仕事等々お忙しい中、多数のご出席ありがとうございます。

今日のメインは見ていただいたとおり第3期支援事業計画の本当の最後のダメ押しのような内容を詰めていくということですから、いつもどおり皆さんの率直なご意見をいただけたらということですのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題1の「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について」事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

こちらは、門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の素案となります。

まず、目次をご覧ください。

計画の構成は、これまでに説明させていただいたとおりとなっており、1ページから4ページが「第1章 計画の概要」、7ページから30ページが「第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題」、33ページから38ページが「第3章 計画の基本的な考え方」、41ページから62ページが「第4章 施策の展開」、65ページから84ページが「第5章 量の見込みと確保方策」、87ページから106ページが「第6章 ひとり親家庭等の支援」、109ページから126ページが「第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策」、129ページが「第8章 計画の推進」となっています。

これらのうち、これまでに骨子案等で説明させていただいた内容については、文言など、軽微な修正をしているものが大半であり、内容や構成等を大きくは変えていませんので、本日は前回までにお示しできていなかった部分や大きく変更した部分を説明させていただきます。

それでは、まず、27ページをご覧ください。

こちらは「第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題」の項目の「4 第2期門真市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況です。

この項目では27ページから29ページにかけて、第2期計画で定めていた3つの基本目標ごとに計画期間中に本市が実施してきた主な子ども・子育て支援の取組を記載しています。

次に、30ページをご覧ください。

こちらは第2章の項目の「5 本市の取り組むべき課題」を記載しています。

この項目には、計画を策定するにあたり昨年度に実施した市民ニーズ等調査にて、充実してほしい子育て支援施策としてあげられた内容や子ども・子育て会議の審議の中で皆様からいただいたご意見を踏まえて定めた、本市が取り組むべき課題を記載しており、課題の改善に取り組むとともに市内外に情報発信をしていく必要があることを記載させていただいています。

次に62ページをご覧ください。

こちらは「第4章 施策の展開」の「基本目標3 こどもや子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり」の3つ目の項目で、「基本施策3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進」です。

この基本施策の項目や文章については、「第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策」の内容に基づき、作成しています。また、第7章との関連が分かるよう、主な取組の表の下に、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する施策について、詳しくは第7章に掲載しています。」と記載しています。

次に109ページをご覧ください。

こちらは「第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策」となります。

まず、109ページと110ページには、こどもの貧困を取り巻く状況として、ひとり親世帯の割合や就

学援助認定者の推移、生活保護制度で教育扶助を受けている子どもの数や高校への進学率、児童虐待相談件数などの統計情報を記載しています。

次の 111 ページから 117 ページまでは令和 5 年度に実施しました門真市子どもの生活に関する実態調査の結果を抜粋して記載しています。

次の 118 ページには「2 こどもの貧困の解消に向けた基本的な考え方」を記載しており、こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなくさまざまな生き方を選択し、実現できるようにするために必要な取組を総合的かつ包括的に推進するものとさせていただいています。

次の 119 ページからは「3 こどもの貧困の解消に向けた取組」として関係する個別施策を記載しています。

まず、119 ページと 120 ページには「(1) こどもの健やかな育ちと学習・体験の機会の確保」として、「質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進」、「学校教育の推進と教育環境の充実」、「多様な体験ができる機会の提供」の 3 項目を記載しています。

次の 121 ページと 122 ページには、「(2) 子育ての負担を軽減する子育て支援の提供」として、「多様な子育て支援サービスや相談の場の提供」、「子育て支援にかかる情報提供と円滑な利用に向けた支援」、「母子保健・医療の充実」の 3 項目を記載しています。

次の 123 ページと 124 ページには、「(3) 家庭の生活を安定させる支援の充実」として、「子育て家庭への経済的支援」、「保護者の自立支援」、「生活保護制度の適切な運用」、「雇用・就労につなげるための支援」、「ひとり親家庭等の自立支援の推進」の 5 項目を記載しています。

次の 125 ページと 126 ページには、「(4) こどもの未来を見守り支える体制や地域づくりの推進」として、「児童虐待への対応」、「こどもを真ん中においたネットワークづくり」、「こどもの居場所による見守り体制の強化」、「ヤングケアラーへの支援」、「コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援」、「地域活動との連携」の 6 項目を記載しています。

この章の内容は「第 4 章 施策の展開」や「第 6 章 ひとり親家庭等の支援」と内容が重複するものも多くありますので、重複するものについては、内容を取りまとめた文章を作成のうえ、関係する個別施策の項目名と記載しているページ数を記載する形で対応させていただいています。

最後に、129 ページをご覧ください。

こちらは「第 8 章 計画の推進」となります。

記載している内容は第 2 期計画と同様としており、子どもの育成や子育て支援に関する部門だけでなく全庁的な体制のもとで計画を推進する旨や、計画の進行状況や評価を行う旨を記載しております。

これまでの会議でお示しできていなかった内容の説明は以上となります。

続きまして、第 5 章の量の見込みと確保方策の数値を修正した箇所がありますのでご説明いたします。

修正したのは計画素案では 83 ページに記載しております乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の量の見込みです。

修正内容は資料 2 として配付しておりますので、合わせてご覧ください。

主に修正した箇所は 0 歳児の量の見込みとなります。

修正前の量の見込みは、0 歳～満 3 歳未満の未就園児の推計人数をもとに算出していたのですが、この事業は事業概要にも記載しているとおり、6 か月から満 3 歳未満のこどもで保育所等に入所して

いない者を対象に実施するものです。

そのため、0歳児の推計数をそのまま使用するのではなく、推計人数を半分にした数値を使用しなければならないため、その修正をしたものです。

修正前と修正後の0歳児の数値を見ていただくと概ね半分の数値となっております。

また、2歳児についても令和8年～11年の数値を12人から13人に変更しております。こちらは小数第1位を四捨五入としていたところを国の手引きに従い、切り上げに修正したためです。

これまでに説明した内容から変更した内容は以上となります。

引き続き計画素案全体の精査を進めておりますので、今後も軽微な修正が入る可能性はありますが、おおむね、この内容にて進めさせていただければと考えております。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ただいま、第3期計画の素案について説明がありました。

説明があった内容について、ご意見やご質問等はございませんか。

基本的には前回の会議で説明不足であった点を今回補っていただいたというものですけれども、いかがでしょうか。

それでは、今の説明で委員の皆様方にご理解いただいたという認識でよろしいでしょうか。当然、これから微調整が入るというところですけども。

よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(合田委員長)

ありがとうございます。

それでは、議題の2「その他」に進みたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

計画策定についての今後の動きですが、素案の最終調整を行い、計画案としたうえで内容に対して、市民の皆様などからもご意見をいただくため、2月7日からパブリックコメントを行う予定としています。

パブリックコメントの実施内容につきましては、資料3をご覧ください。

実施期間は2月7日～28日を予定しており、計画案の設置場所についてはこども政策課や市情報コーナー等の20箇所及び市ホームページでの公開を予定しています。

意見の提出は、市在住・在勤・在学の方のほか、市内に事務所や事業所を有する個人や法人も可能となっております。

意見の提出方法については、様式は問いませんが、案件名、住所、氏名、電話番号と意見を記入したものを計画の設置場所にある意見箱に投函するほか、こども政策課への郵送、ファックス、電子メール、持参、インターネット上の意見提出フォームからの送信により受け付けます。

ただし、電話等、口頭による意見の受付は不可となります。

また、提出された意見は原則として門真市ホームページで公表しますが、意見に対する個別の回答は行いません。

なお、次回の子ども・子育て会議につきましては、パブリックコメントが終了した後、3月下旬ごろに開催させていただきます。

その際にパブリックコメントの結果と第3期計画の最終案を皆様にお示し、計画策定についての諮問に対する答申をいただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

事務局より、資料3パブリックコメント、来月約1カ月間をかけての実施及び最終、第3期の支援事業計画の答申を3月下旬に予定しているという説明だったかと思います。

これらの説明についてご意見等がありましたらお願いいたします。

はい。大西委員よろしくお願いいたします。

(大西委員)

パブリックコメントの意見が多く、仮に出てきたとして、その後、その意見に沿ってこの素案を変更するということはあるのでしょうか。

(合田委員長)

事務局。よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。ご質問ありがとうございます。

いただいた内容につきましては、再度事務局で市の方の見解を検討させていただき、内容により修正をさせていただく場合もございますし、参考意見として受け止めさせていただく場合もございます。

いずれにしても、ホームページ上で市の見解を記したうえで公表させていただく流れでございます。

(大西委員)

続けてよろしいでしょうか。

なかなか、パブリックコメントは集まりにくいと思います。

多くの場所に設置いただいても素案をその場で見て答えようかというのは難しいと思うのですけれども、もし、可能であれば門真市内の小中学校の先生にこういうものができますが、コメントはないで

すかというような直接的な働きかけとかがあってもいいのではないかなと思います。

教育現場に携わっておられる方は、保育園も幼稚園もこども園もそうですけれども、門真市内の子ども・子育て支援事業計画なので、そういう教育現場に携わる方に書けという話ではなくて、パブリックコメントがあるんだよと伝えて、意見が出たらいいなという希望で。

そこで出てくる意見をどう採択するかは事務局の方で考えていただけたらいいかと思うのですけれども、いろんな目線からの意見があればいいなと思って意見させていただきました。

(合田委員長)

ありがとうございます。

大西委員の方から提案がありましたが、事務局よりお願いします。

(事務局)

最終的にどうなるかは分かりませんが、事務局の方で一度検討させていただきます。

(大西委員)

けっこうです。

(合田委員長)

よろしいでしょうか。

(大西委員)

大丈夫です。

(合田委員長)

他、いかがでしょうか。

できるだけ門真市民等々の方にご意見をいただけるのが理想ですけれども、なかなか難しいこともありますので、極力意見をいただけるような環境づくりというのは大事なかなと私も思います。

他、パブリックコメントや次回の会議について大丈夫でしょうか。

でしたら、本日の議題はこれで終了となります。これをもちまして第3回の会議を終わらせていただきます。

委員の皆さん、ありがとうございました。

(以 上)